

宇土市子育て世帯訪問支援事業仕様書

1 委託事業名

宇土市子育て世帯訪問支援事業

2 業務内容

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー（障がい又は疾病により援助を必要としている家庭等に家事、その他の家庭等の世話を日常的に行っている18歳未満の児童をいう。）等がある家庭の居宅をホームヘルパー（以下ヘルパーという。）が訪問し、家事支援、育児及び養育支援を行う。

3 履行場所

宇土市において利用決定を受けた家庭の居宅

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 派遣の内容

（1）対象者

宇土市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭に属する18歳未満の児童、その養育者及び妊婦とする。

- ① 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童のいる家庭及びそれらに該当するおそれのある家庭
- ② ヤングケアラーがいる家庭、食事や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める家庭

（2）支援の内容

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ② 育児及び養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助 等）
- ③ 子育て等に関する不安、悩みの傾聴、相談及び助言

（3）派遣日及び派遣時間

サービスを行う日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前8時から午後6時までの間に派遣するものとし、1日当たり2時間を限度とする。また、1時間単位で利用することができる。

6 費用

(1) 利用者負担額

利用者の事業利用料は無料とする。ただし、ヘルパーが利用者の求めに応じて購入したものに係る費用等は、利用者が負担する。

(2) キャンセル料

キャンセル料の取り扱いについては、利用予定日の前日（この日が土曜日及び日曜日・祝日の場合は、その前の平日）午後5時までに利用日変更等の連絡がない場合はキャンセル料が発生する。

(3) 委託料の支払い

委託者は受託者の請求により、1 か月毎に受託者に支払うものとする。委託料は契約書に記載した額とする。

7 申請からヘルパー派遣までの流れ

(1) 利用者が、利用申請を宇土市へ行う。

(2) 宇土市が申請に伴い利用決定を行う。その後、「子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書」を利用者へ交付する。

(3) 委託者が日程調整をしたうえで受託者とともに利用者宅を訪問し、事前打合わせを行う。

(4) 受託者は、期間の範囲内において、ヘルパーの派遣を行うものとする。

8 受託者の体制

受託者は、委託者の決定内容に基づく援助を提供できるよう、次の体制を確保すること。

(1) 本事業を管理する者（事業実施責任者）を配置すること。

(2) ヘルパーに対して必要な研修を行うなど、資質向上に努めること。

(3) 次に掲げる要件を全て満たすヘルパーを選定し、派遣すること。

① 家事又は育児に関する支援を適切に実行する能力を有すること。

② 心身ともに健康であること。

③ 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待を行った者その他の児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(4) 感染予防のため、事業の実施にあたっては、次に掲げる対策を行うこと。

① 援助前に利用者及びその家族等の体調確認（発熱等）を行うこと。なお、状況に応じて

は、日程変更など柔軟に対応すること。

② 援助時には、必要に応じてマスク着用、アルコール消毒、換気等を行い、感染防止に努めること。

(5) ヘルパーは利用者宅を訪問する際には常に身分証明書を携帯し、援助開始前に必ず提示すること。

9 訪問結果の報告

受託者は、ホームヘルパーを派遣したときは、1日から末日までの実績を1か月単位とし、翌月に宇土市子育て世帯訪問支援事業支援実施確認書（様式第5号）及び宇土市子育て世帯訪問支援事業支援実施報告書（様式第6号）を作成し、事業を実施した月の翌月末までに請求書を添付して宇土市（こども家庭センター）に報告するものとする。

10 留意事項

- (1) 本事業に従事する者は、個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。また、この業務を終了した後も同様とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。また活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。
- (3) 仕様書に明記がない事項であって、業務に必要な事項が生じた場合には、遅滞なく宇土市（こども家庭センター）と協議の上決定するものとする。